

議第175号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

目次中「第6章の3 指定催しに係る防火管理等（第54条の10～第54条の12）」を
「第6章の3 指定催しに係る防火管理等（第54条の10～第54条の12）」を
第6章の4 放火による火災の予防（第54条の13）
12) に改める。
」

第3条の4第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「この項」の右に「及び第56条第4号」を加え、同項第2号エ（ア）中「防火対象物」の右に「（小規模特定用途複合防火対象物（消防法施行規則（以下「規則」という。）第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。）を除く。）」を加える。

第36条第4項中「消防法施行規則（以下「」及び「」という。）」を削る。

第39条第1項第1号中「防火対象物」の右に「及び小規模特定用途複合防火対象物（同表（12）項口に掲げる防火対象物の用途に供する部分が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であるものに限る。）」を加え、「主たる用途に供する」を「規則第13条第2項各号に掲げる部分以外の」に改め、
「（規則第13条第2項に規定する部分を除く。）」を削り、同項第2号中「主たる用途に供する」を「規則第13条第2項各号に掲げる部分以外の」に改め、
同項第3号中「主たる用途に供しない」を「規則第13条第2項各号に掲げ

る」に改め、同項第4号中「(規則第13条第2項に規定する部分を除く。)」を削り、同条第2項第1号中「主たる用途に供する」を「規則第13条第2項各号に掲げる部分以外の」に改める。

第41条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「防火対象物」の右に「又はその部分」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する小規模特定用途複合防火対象物の規則第23条第4項第1号へに掲げる部分

ア 令別表第1(12)項及び(14)項に掲げる防火対象物の用途に供する部分が存する階の上階に、同表(5)項口に掲げる防火対象物の用途に供する部分が存するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)

イ 延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物で、前号ア又はイのいずれかに該当するもの

第41条第2項中「第23条」の右に「(第4項第1号へを除く。)」を加える。

第44条第1項中「別表第1(2)項イ」の右に「及び(16)項イ」を、「防火対象物」の右に「(同項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(2)項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であり、かつ、当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものに限る。)」を加える。

第45条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「防火対象物」の右に「(同項イに掲げる防火対象物にあっては、小規模特定用途複合防火対象物(同表(10)項又は(13)項に掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であるものを除く。)及び同表(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が当該防

火対象物の延べ面積の10分の9以上であり、かつ、当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものを除く。)」を加える。

第46条の4第1項第1号中「防火対象物」の右に「(小規模特定用途複合防火対象物を除く。)」を加える。

第6章の3の次に次の1章を加える。

第6章の4 放火による火災の予防

第54条の13 市民は、放火による火災を防止するため、地域社会の一員として相互に協力し、放火による火災の予防に関する意識の向上を図るとともに、関係機関と連携して、放火されない環境づくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、前項の責務を果たすため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 屋外及び屋内のうち関係者以外の者が容易に立ち入ることができる部分に可燃物をみだりに存置しないこと。
- (2) 建築物等への侵入を防止するための措置を講じること。
- (3) 夜間に、屋外の照明を点灯することその他屋外を放火の抑止上有効な明るさに保つ措置を講じること。
- (4) 放火による火災を抑制し、又は早期に発見するための機器を設置すること。
- (5) 放火による火災の防止に係る地域における活動に積極的に参加すること。
- (6) その他放火による火災の防止に必要な措置を講じること。

第55条第1項中「定めるもの」の右に「(以下「対象防火対象物」という。)」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 一の防火対象物が対象防火対象物となった際現に当該防火対象物をその

用途に使用している者は、当該防火対象物が対象防火対象物となった日から30日以内に、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

第56条第4号を次のように改める。

- (4) 厨房設備（第3条の4第1項第2号エ（ア）及び（イ）に掲げるもの並びに排気取入口から排気ダクトが立ち下がっているものに限る。）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市火災予防条例（以下「改正後の条例」という。）第56条第4号の規定は、平成27年12月1日以後に設置工事に着手する厨房設備について適用し、同日前に設置工事に着手した厨房設備については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第55条第1項に規定する別に定める防火対象物を使用している者（現に同項の規定による届出を行っている者を除く。）は、この条例の施行の日から起算して30日以内に、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。この場合において、当該届出は、同項の規定によりされた届出とみなす。

提案理由

放火による火災の予防等に関し必要な事項を定める必要があるので提案する。